



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.128

発行：東濃西部広域行政事務組合

通信販売にはクーリング・オフの制度がないって知っていますか？

現代の消費者にとって通信販売はとても便利な買い物方法であり、とても身近な取引となっています。しかし、実際に商品を手にとって購入を決めるわけではないので、いざ、商品が手元に届いた時に、イメージと違っている場合も少なくありません。返品し、返金を求めたいというのが消費者の希望だとは思いますが、通信販売は、他の人から勧誘を受け、購入意思が生まれるものではなく、自身の意思で購入を決定しているため、クーリング・オフのような無条件解除ができるわけではありません。

通信販売には「返品特約」という制度があります。事業者が販売ページなどに返品に関する約束(例えば、新品未開封であれば商品到着後 7 日以内、購入者の送料負担で返品可など)の表示が義務付けられ、その表示に従い、返品することになります。もし、「返品不可」となっていれば、返品はできません。また、返品特約の表示がない場合は、商品到着後 8 日以内であれば購入者の送料負担で返品ができます。



こんな相談ありました



悪質な訪問販売にあっていることに気づいた。ある日、悪質な訪問販売業者を来訪させないためにも、リストから私の名前を削除してくれるという業者が現れ、50万円支払った。しかし、再び別業者が来訪し、以前のような対応ではまだ完全にリストから削除できないと80万円請求されている。もうこれ以上支払うことができない。

リストとはいわゆる「カモリスト」です。カモリストから情報を削除するというのはお金を請求するための口実であり、一度支払ってしまうと次々と悪質な手口でお金を請求されます。

悪質な訪問販売にあっていることに気づいたら、周りの人や、消費生活センターへ相談しましょう。

5月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	19件
訪問販売	22件
訪問購入	1件
通信販売	41件
連鎖販売	3件
電話勧誘	2件
送り付け商法	1件
無店舗販売	0件
不明・無関係	12件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業